

諸外国における電気事業の争議行為に 係る規制等について

電気事業に限定した争議行為の規制はないが、電気供給を維持するための何らかのシステムは存在している。

	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	韓国
電気事業 の争議行 為に関わる 法令	労働組合・労働関係(統 合)法(1992)	なし(判例)	労働法典L.2512-1条(公共 サービス部門のストライキ権に 関する特別規定)(1963)	全国労働関係法(NLRA) (1935)	労働組合及び労働関係調整法 (1996)
	○電気事業における争議権は、他の事業と同様制限されていない。 <参考>電気法(1989) ○電力供給に関わる緊急事態に、自然災害のほか、労働争議が含まれる。 ○緊急事態が生じた場合、所管のエネルギー気候変動相は、電気事業者に対し、協議のうえ、電力供給への影響緩和を目的に特定の行為を行うこと、又は行わないことを指令できる。	○争議行為は、一般に受け入れられるための一連の原則(最終手段原則、過剰禁止原則等)、労働協約期間中の平和義務を遵守する必要がある。 ○争議行為は、公共の福祉を顕著に侵害してはならない。つまり、個人的、社会的、国家的な需要の充足に必要な最低限の供給(*)に対して深刻な影響を与えてはならない。 (*)電気、ガス、水道、食糧、医療、交通、郵便、電報電話、ラジオ、テレビ、消防、埋葬、防衛、ごみ収集、国内治安等	○公共サービスを提供する事業所の職員には、公営・民営を問わず、争議権が認められている。 ○波状ストの禁止 ※労働の停止・再開を、職務・職種ごとに時間的にバラバラに行うこと、複数事業所において時差的に行うことを禁止。 <参考> ○判例により、「公共サービスを提供する義務のある組織」において、争議権を制限できるとされている。 ○「公共サービスを提供する義務のある組織」として、フランス電力公社(EDF)によるストライキ参加者の職場復帰命令は妥当とされ、EDFが職員の争議権を制限できるとされた。	○民間労働者には、事業の種類を問わず(*)、争議権が認められている。 ○二次的ストライキ(労使紛争の直接の当事者以外の者に対して行うストライキ)や縄張り争いストライキ(2つの職種の縄張り争いに起因するストライキ)は、不当労働行為として禁止。 ○座り込みストライキは、連邦最高裁判所によって違法。参加者を使用者は解雇できる。 (*)鉄道・航空事業には、鉄道労働法(1926)が適用され、別個の争議行為規制に服する。	○国民経済に及ぼす影響が大きい公益事業であって、その業務の停止・廃止が著しく国民の日常生活や国民経済を阻害する必須共益事業(*)のうち、大統領令で定める必須維持業務(別紙)については、業務の正当な維持・運営を停止・廃止・妨害するような争議行為を行うことはできない。 (*) <必須共益事業> 鉄道、航空、水道、電気、ガス、石油供給、病院、韓国銀行、通信事業
(参考) 電気事業 の運営体 制	○国有電気事業者である発送電局(CEGB)を1990年に分割・民営化。 ○発電事業と配電・小売事業は、6大グループに収斂。送電事業は、ガス導管会社と合併して運営。	○国内総発電電力量の9割を8大電力会社が独占的に供給してきたが、1998年に電力自由化。 ○4大電力会社に収斂し、その後、2012年までにシェア5割弱まで低下。	○国有電力公社(EDF)が全国に電力供給してきたが、2004年に株式会社化、送電部門を子会社化。2006年に配電部門を子会社化。 ○EDFの国内発電量は80%、配電では95%、小売では約80%。	○1990年代から電力自由化の中で、分社化、売却、買収によって、経営資源の選択と集中が進んだ。 ○民営200社が約6割の電力供給をしており、連邦9社、地方公営が2,000社、共同組合が900社となっている。	○国有企業形態であったが、2001年に経済構造改革。 ○発電部門を子会社として分割し、韓国電力公社(KEPCO)が、送電、配電、小売を担当。KEPCOは株式会社であるが、実質は政府の保有する公社。政府は民営化を推進する方針。

(備考)本表は、JILPTの協力の下に、厚生労働省労政担当参事官室にて作成したものである。(平成26年10月31日現在)

(別紙) 韓国の労働組合及び労働関係調整法における必須維持業務

未定稿

※労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2

1. 鉄道事業と都市鉄道事業の必須維持業務

- イ. 鉄道・都市鉄道事業の車両の運転業務
- ロ. 鉄道・都市鉄道の車両運行の管制業務（停車場・車両基地等での鉄道信号等を取扱う運転取扱い業務を含む）
- ハ. 鉄道・都市鉄道の車両運行に必要な電気施設・設備を維持・管理する業務
- 二. 鉄道・都市鉄道の車両運行と利用者の安全に必要な信号施設・設備を維持・管理する業務
- ホ. 鉄道・都市鉄道の車両運行に必要な通信施設・設備を維持・管理する業務
- ヘ. 安全運行のための必要な車両の日常的点検や整備業務
- ト. 線路点検・保守業務

2. 航空運輸業務の必須維持業務

- イ. 乗客及び乗務員の搭乗手続き業務
- ロ. 乗客及び乗務員と手荷物等に対する保安検査業務
- ハ. 航空機の操縦業務
- 二. 客室乗務業務
- ホ. 飛行計画樹立、航空機運航監視及び統制業務
- ヘ. 航空機の運航と関係するシステム・通信施設の維持・保守業務
- ト. 航空機の整備（窓整備は除く）業務
- チ. 航空安全及び保安に関連する法令、国際協約または就航国家の遊休による航空運輸事業者の安全または保安措置と関連する業務
- リ. 航空機誘導及び牽引業務
- ル. 航空機に対する給油及び地上電源供給業務
- ヌ. 航空機に対する除雪・除氷業務
- フ. 乗客の乗下機施設・車両・荷役業務
- ワ. 「航空法」第2条第16号による航行安全施設と航空機離着陸施設の維持・運営（管制を含む）ための業務

3. 水道事業の必須維持業務

- イ. 取水、浄水（小規模自動化浄水設備を含む）、加圧、配水施設の運営業務
- ロ. 水道施設の統合システムと計測・制御設備の運営業務
- ハ. 水道施設の緊急復旧と水道水供給のための法定基準や手続き等順守のための業務

4. 電気事業の必須維持業務

- イ. 発電部門の必須維持業務
 - 1) 発電設備の運転（運転のための技術支援を含む）業務
 - 2) 発電設備の点検及び整備（整備のための技術・行程支援は除く）業務と安全管理業務
- ロ. 送電・変電及び配電業務の必須維持業務
 - 1) 地域電気供給業務（無人変電所巡回・点検業務は除く）
 - 2) 電力系統の保護のための保護継電器の試験及び点検業務
 - 3) 配電線開閉器及び自動化システムを通じた配電設備の監視・制御と配電線との緊急系統転換業務
 - 4) 電力系統保護のための通信センター（電力系統の遠隔監視制御装置を含む）の運営業務
 - 5) 通信保安管制センター業務
 - 6) 非常時の電力供給における負荷管理業務
 - 7) 送電・変電及び配電設備の緊急復旧業務

ハ. 電力取引部門の必須維持業務

- 1) 電力供給の運営と送電設備系統の運営の制御業務
- 2) 1週間以内の短期電力需要予測による電力系統の安全な運営計画の樹立等給電運営業務
- 3) 電力系統等の運営のための電算室の運営（出入管理、保安管理を含む）業務

5. ガス事業（液化石油ガス事業は除く）の必須維持業務

- イ. 天然ガスの引取り、製造、貯蔵及び供給業務
- ロ. イと関連した施設の緊急整備及び安全管理業務

6. 石油精製事業と石油供給事業（液化石油ガス事業を含む）の必須維持業務

- イ. 石油（天然ガスは除く）の引取り、製造、貯蔵及び供給業務
- ロ. イと関連した施設の緊急整備及び安全管理業務

7. 病院事業の必須維持業務

- イ. 「応急医療に関する法律」第2条による応急医療業務
- ロ. 重症患者の治療・分娩（新生児看護を含む）・手術・透析業務
- ハ. イとロの業務の遂行を支援するための麻酔、診断検査（映像検査を含む）、緊急薬剤、治療食の患者への給食、酸素供給、非常発電及び冷暖房業務

8. 血液供給事業の必須維持業務

- イ. 採血及び採血された血液の検査業務
- ロ. 「血液管理法」第2条第6号による血液製剤（輸血用に限定する。以下この号と同じ）製造業務
- ハ. 血液及び血液製剤の輸送業務

9. 韓国銀行事業の必須維持業務

- イ. 「韓国銀行法」第6条、第28条、第29条による通貨信用政策と韓国銀行運営に関する業務
- ロ. 「韓国銀行法」第47条から第86条までの規定による次の業務
 - 1) 韓国銀行が遂行する韓国銀行券発行業務
 - 2) 金融機関の預金と預金支払い準備業務
 - 3) 金融機関に対する貸出・支払い決済等の業務
- ハ. イとロの業務遂行を支援するための各種電算システムの運用・通信及び施設保護の業務
- 二. 他の法令により、韓国銀行に委任または委託されている業務

10. 通信事業の必須維持業務

- イ. 機関網、加入者網の運営管理業務
- ロ. 通信障害の申告受付及び修理業務
- ハ. 「郵便法」第14条による基本郵便役務
- 二. 「郵便法」第15条による付加郵便役務中、内容証明と特別送達の業務

(参考)諸外国の公益事業に係る争議行為規制

<未定稿>

	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	韓国
根拠法	労働組合・労働関係(統合)法(1992)	なし(判例)	労働法典L2512-2条～L2512-5条(1963)	全国労働関係法(1935,1947,1959)	労働組合及び労働関係調整法(1996)
争議行為の予告制度	○ 争議行為の事前に組合員の投票により過半数の支持を得なければ、組合・組合員は民事免責を受けられない。使用者に7日前の投票実施の予告が必要。 ○ 使用者に争議行為に参加する被用者の種類・争議行為期間の7日前の予告が必要。	-	○ 使用者に5日前の予告が必要。	○ 医療事業については、使用者に10日前の予告が必要。 ※労働協約を更新・改廃するに際し、60日(医療事業は90日)前に使用者に提案する必要がある、その期間は争議行為ができない。	○ 規定なし ※争議行為の事前に組合員の投票により過半数の支持がなければ、争議行為を実施できない。
職権調整制度	○ ACAS(助言あっせん仲裁局)は、職権で、あっせんを開始できるが、あっせんに参加するか否かは、当事者の任意。	-	○ 規定なし ※電力供給に関する公共網の安全確保に重大かつ差し迫った危機がある場合、エネルギー担当相・県知事にストライキ参加者に対して職場復帰を命じることができると解釈されている。	-	○ 労働争議は、労働委員会による調停、仲裁の調整手続を事前に経なければならない。 ○ 調停、仲裁に付された場合、10日(公益は15日)争議行為禁止。
緊急調整制度(一定期間の争議行為禁止)	規定なし	-	○ 「1959年1月7日の命令(オルドナンス)」及び「国防法典」により、ストライキ参加者に対して職場復帰を命じることができる条件、手続について規定がある。 ＜条件＞職員全体が国の需要を維持するために不可欠と考えられる役務又は企業に所属するとき、その職務又は雇用を維持する者は各々ひとしく徴用に服しめられる可能性がある。 ＜手続＞閣議において事前に承認(デクレ)し、関係企業を管轄する大臣の決定(アレテ)を経て、各関係者に個別に通知。	○ 争議行為により、国民の健康・安全を脅かす恐れがあると大統領が判断した場合(国家緊急事態)、大統領は調査委員会を設置。 ○ 国家緊急事態に該当する場合、連邦裁判所が、最大80日間争議行為を差止、その間に争議解決のための調整可能。 ※国家緊急事態については、労使関係法(タフト・ハートレー法(1947))に規定。	○ 公益事業に関する争議行為で、著しく国民経済を害し、国民の日常生活を危うくするおそれがある場合、雇用労働長官は、緊急調整を決定。 ○ 雇用労働長官による緊急調整の決定が公表された日以降、争議行為は禁止。緊急調整の結果の公表から30日経過しなければ、争議行為はできない。
争議時の代替的労働	○ 代替要員を派遣労働者で補うことは禁止。	※ストライキ非参加者が、代替労働をする義務は、保全労働を除いてない。(判例)	○ 代替要員を派遣労働者で補うことは禁止。(労働法典L1251-10)	○ 雇用条件に関するストライキで、代替要員が雇用された場合、スト参加者は、職場復帰する権利を失う。	○ 必須共益事業を除き、当該事業と関係ない者を代替要員として補うこと、請負・下請に出すことは禁止。

諸外国の電気事業における主な争議事例

	時期	争議行為の概要	停電発生
イギリス	2012年12月	E.On で、労組Unite の組織するメーター担当従業員が、賃上げを巡り、ストライキを実施。	なし
	2014年5月	EDF Energy で、労組Uniteの組織するメーター担当従業員が、賃上げを巡り、ストライキを実施。	なし
ドイツ	2008年4月	EnBW労働者が、賃上げを巡り、24時間の警告ストライキ(*)を実施。	なし
	2013年4月	Vattenfall労働者が、賃上げ等を巡り、警告ストライキを実施。	なし
フランス	2004年4-6月	EDF 労働者が、民営化に反対し、一部の地域を対象に送電カットを実施。	あり
	2009年4月	EDF 労働者が、賃上げと原発の下請け業者への恒常的な業務委託中止を求めてストライキを実施。	不明
アメリカ	2004年6月	ニューヨーク州で、The Utility Workers Union Localが、賃上げ、雇用保障を巡り、ストライキを実施。	なし
	2011年3月	ハワイ州で、国際電気組合(IBEW)が、賃上げ、年金改善を巡り、ストライキを実施。	あり
韓国	2002年2月	発電労組が、韓国電力公社の分割民営化法案に反対し、ストライキを実施。	なし
	2006年9月	発電労組が、電力会社の公共性の強化等を求めて、ストライキを実施。	なし

(*) 警告ストライキは、交渉中に短期間の職場放棄等を行うものである。警告ストライキについては、本格的な争議行為に課される最終手段原則は適用されない。

※ 上記事例ほか、ギリシャ(2010,2012,2014)、アイルランド(1991)において、労組のストライキにより、停電が発生したとの報道が見受けられた。